

No. 28

制 度 名	児童手当負担金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育している父母等に対して支給する児童手当</p> <p>[補助要件等] 児童手当法に定める都道府県の負担割合に基づき、市町村へ交付する。</p> <p>[対象経費] ○児童手当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子：30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子：30,000円 ※多子加算のカウント対象：22歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合）</p>					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
3歳未満	被用者	—	—	—	1/1
	非被用者	4/15	1/15	1/15	3/5
3歳以上		4/9	1/9	1/9	1/3
[令和7年度当初予算額] 5,662,143千円		[令和7年度補助対象団体] 水戸市外 43 市町村			
[備考]					